

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年12月28日認可した。

平成25年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）領家地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）黒嶋地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）大池小沢地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高津4号地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西村下田井地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大道上地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）劔来地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）岸ノ上1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業）岸ノ上2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）庄ノ池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西村国友地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金丸池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）新田地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）聖池地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）楠見池地区
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上吉田地区